該金額）に農林水産大臣が定める率（第百十二条第二項第一号において「支払限度率」という。）を乗じて得た金額（一年に満たない共済掛金期間にあっては、その金額に第三条第三項第二号の農林水産大臣が定める係数を乗じて得た金額）とする。

（共済関係を成立させないことを相当とする事由）

第百五十三条　法第百五十七条第二項において読み替えて適用する同条第一項の農林水産省令で定める事由は、次に掲げるいずれかの事由とする。

一～四　（略）

五　当該特定園芸施設が他の損害保険等に付されており、かつ、組合員又は共済資格者が当該特定園芸施設につき共済関係を成立させない旨の申出をしたこと。

（青色申告書等の提出期間等）

第百七十五条　（略）

2～6　（略）

7　第二項から第四項まで又は第五項ただし書の期間には、一年に満たない事業年度又は連結事業年度又は連結事業年度の期間及び一年を超える事業年度又は連結事業年度のうちその開始の日から一年を経過した日以後の期間を含めないものとする。

8　第四項の場合における承継又は譲渡に係る被承継人又は譲渡人の事業年度又は連結事業年度の期間と、当該承継又は譲渡の日に開始する承継人又は譲受人の事業年度又は連結事業年度の期間との合計が一年間であるときは、前項の規定の適用については、承継人又は譲受人の当該事業年度又は連結事業年度の期間は、一年間であるものとみなす。

9　新たに事業を開始した年（法人にあっては事業年度、連結親法人にあっては連結事業年度。以下この項において同じ。）の農業収入金額が零円の場合は、その年を第一項から第四項まで又は第五項ただし書の期間に含めないことができる。

該金額）に農林水産大臣が定める率（第百十二条第二項第一号において「支払限度率」という。）を乗じて得た金額とする。

（共済関係を成立させないことを相当とする事由）

第百五十三条　法第百五十七条第二項において読み替えて適用する同条第一項の農林水産省令で定める事由は、次に掲げるいずれかの事由とする。

一～四　（略）

（新設）

（青色申告書等の提出期間等）

第百七十五条　（略）

2～6　（略）

7　第二項から第四項まで又は第五項ただし書の期間には、一年に満たない事業年度又は連結事業年度を含めないものとする。

（新設）

（新設）

（農業経営収入保険の保険期間において加入できる共済事業）

第百七十七条　法第百七十六条第二項の農林水産省令で定める共済事業は、次に掲げる事業とする。

一　（略）

二　死亡廃用共済のうち第百一条第一項第一号、第二号、第四号、第五号、第七号若しくは第八号に掲げる包括共済家畜区分の家畜、種雄牛又は種雄馬を共済目的とするもの

三～五　（略）

（基準収入金額の算定の基礎とする農業収入金額に係る期間）

第百八十三条　（略）

2　前項第一号に掲げる期間については第百七十五条第四項、第六項及び第九項の規定を、前項第二号に掲げる期間については同条第四項及び第七項から第九項までの規定を準用する。

（対象農産物等から除外するもの）

第百八十六条　法第百七十九条第四項の農林水産省令で定める対象農産物等から除外するものは、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　次に掲げる家畜又は畜産物

イ　肉用牛（独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第二条第五号に掲げる事業のうち肉用牛肥育経営安定特別対策事業の対象となる牛（当該事業を利用しない者が飼養するものを含む。）に限る。）

ロ　肉用子牛（肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第二条に規定する肉用子牛のうち、肉用子牛生産安定等特別措置法施行令（昭和六十三年政令第三百四十七号）第九条に規定する月齢に達したものをいう。）

（農業経営収入保険の保険期間において加入できる共済事業）

第百七十七条　法第百七十六条第二項の農林水産省令で定める共済事業は、次に掲げる事業とする。

一　（略）

二　死亡廃用共済のうち第百一条第一項第一号、第二号、第四号（子牛等を共済目的としない場合に限る。）、第五号、第七号若しくは第八号に掲げる包括共済家畜区分の家畜、種雄牛又は種雄馬を共済目的とするもの

三～五　（略）

（基準収入金額の算定の基礎とする農業収入金額に係る期間）

第百八十三条　（略）

2　前項第一号に掲げる期間については第百七十五条第四項及び第六項の規定を、前項第二号に掲げる期間については同条第四項及び第七項の規定を準用する。

（対象農産物等から除外するもの）

第百八十六条　法第百七十九条第四項の農林水産省令で定める対象農産物等から除外するものは、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　次に掲げる家畜又は畜産物

イ　肉用牛（独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第二条第五号に掲げる事業のうち肉用牛肥育経営安定特別対策事業の対象となる月齢の牛に限る。）

ロ　肉用子牛（肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第六条第一項の生産者補給金の交付対象となる月齢の牛に限る。）